

鴻臚館跡出土の木簡・年代・トイレ

大庭 康時
松川 博一

はじめに

平成元年度の鴻臚館跡第五次調査と平成一五年度の鴻臚館跡第二次調査において、古代の便所遺構が調査され、若干の木簡が大量の籌木に混じって出土した。第五次調査出土木簡に関しては、すでに報告書も刊行されているが、保存処理が終了したところ当初よりも判読が容易になった文字などがあり、報告された釈文に新たな解説案が提示されるようになった。本稿は、鴻臚館跡出土木簡の再検討を提案する意味で、遺構の年代観を主に福岡市教育委員会の大庭康時が、釈文の再検討に関しては九州国立博物館の松川博一が分担して執筆するものである。

一 木簡出土遺構の概要

木簡が出土したのは、第五次調査SK五七および第二三次調査S

K一二四である。報告書にしたがって、両遺構の概要を記す。

SK五七は、鴻臚館南館の南西から検出された土坑で、長辺三九五cm、短辺一一〇cmの長方形を呈し、深さは三一〇cmをはかる。埋土の状態は、上から一四〇cmまでは自然に流れ込んだレンズ状堆積、以下は水平堆積層である。下層から、木製品・須恵器・土師器・新羅陶器・自然遺物が出土した。脂肪酸分析、寄生虫分析、籌木の大量出土から、便所として使用された土坑と考えられる。

SK一二四は、北館の南西から検出された。長辺三三〇cm、短辺一〇〇cmの長方形を呈し、深さは三四〇cmをはかる。土坑の上部は早い段階で崩落し、漏斗状にひろがる。下部の埋土から集中して籌木等の木片が出土し、土壌の締りもなく、排泄によって堆積した層と考えられる。その上は連続した粘質土の堆積で、人為的に埋められたものと思われる。排泄層から木製品・須恵器・土師器・瓦・自然遺物が出土した。籌木の大量出土、理化学的分析が実施されたSK五七との類似から、便所遺構と考えられる。

二 遺構の年代観と鴻臚館跡における位置付け

鴻臚館跡では、出土遺物と遺構の変遷から五時期区分がなされている。第Ⅰ期は七世紀後半で、博多湾に突き出した南北二列の丘陵尾根を造成して、掘立柱建物と柵による建物群が営まれた時期にあたる。

第Ⅱ期は八世紀前半を中心とした時期とされ、さらに造成を進めて敷地を拡張し、南と北に同一基準、同一規模の布掘り掘立柱塀による区画を設けた時期である。造成土は高さ4mに及ぶ石垣で土留めされ、布掘り塀には、東辺中央に八脚門が設けられた。区画内の建物遺構は明らかではないが、瓦葺の礎石建物と推測されている。

さて、木簡が出土したSK五七は南館第Ⅱ期布掘り区画の南西角より二五mほど南、SK一二四は北館第Ⅱ期布掘り区画南西角の二・六m西側に掘られていた。SK五七の北側には一二〇cm四方で深さ三〇〇―三五〇cmのSK六九・七〇が、SK一二四の北側には一〇〇cm四方で深さ三三〇cmのSK一二五がそれぞれ軸線をそろえて並んでいた。籾木の出土等から、いずれも便所遺構と考えられる。これらの便所遺構は、第Ⅱ期布掘り区画と直接の切り合い関係などとは持たず、前後関係を判断することは困難であるが、位置関係から無関係ではありえないとして、第Ⅱ期の遺構に位置付けられており、

第Ⅱ期の実年代観は、便所遺構の年代観に拠るところが大きい。

南館で便所遺構が発掘された当時、調査地点は南館の南半分に偏っていた。この部分では、表土直下で丘陵の地山である風化頁岩の岩盤が現れ、各時代の遺構はすべてこの地山上で検出していた。ところが、調査が北館南半分および南館北半分に及ぶようになって、鴻臚館がその当初から大規模な盛土造成を行っていたことが明らかとなり、造成面と遺構との関係を観察することが可能となった。

盛土造成部分に設定したトレンチを精査した結果、北館の第Ⅱ期布掘り区画に先行する盛土中からおおむね八世紀前半から中頃の様相を示す須恵器・土師器が出土し、少なからぬ量の瓦も見られた。瓦は鴻臚館式である。これらの点から、北館第Ⅱ期布掘り区画は、八世紀前半から中頃よりも時期的に下ることが明らかになった。

ついで、北館便所遺構であるSK一二四およびSK一二五の出土遺物を見ると、須恵器の坏蓋の中に天井部にへら削りを行わないものが認められる。福岡平野の須恵器編年の標準とも言える牛頭古窯跡群の編年によると、この特徴は、八世紀後半に見られるものである。また、平城京の土師器を在地の土でコピーした高台付き土師器皿が出土したが、八世紀の第2四半期に位置付けられるものである。

実は、南館のSK五七の報告においても、出土須恵器から八世紀中頃とする見解が示されていた。それが、どういう経緯で八世紀前

半と遡ってしまったのか明らかではないが、これらの状況を総合すると、第Ⅱ期はこれまで言われてきた八世紀前半ではなく、八世紀後半に下る可能性が高いといえよう。

三 籌木・木簡・トイレ

木簡は、大量の籌木に混じって出土したものであるが、棒状に割かれるものが多い籌木に対して、比較的板状の形状を保ち、原形を失わないものすらある。木簡が籌木に転用されたとは一概に言いがたい点である。

便所としての使用が停止した後、埋土の堆積が始まっていることから、上屋が建てられていたことはほぼ確実である。また、籌木以外に火付け木と思われる一端が焦げた木切れや油煙が付着した土師器盤が出土し、夜間の使用をうかがわせる。さらに大型・小型の便所遺構が同時に使用されていることから、使い分けがなされたと考えられる。使い分けの実態を検証することは困難だが、小型を個人使用、大型を複数人使用と見れば、身分や地位による別があったことが想定できる。

これらの点から、これらの便所遺構は、排泄物を廃棄した土壌ではなく、実際に排便に使用された、まさに便所であったと考えられる。

四 鴻臚館跡出土木簡の再検討

本章では、鴻臚館跡出土木簡を再検討することにより、筑紫館における貢進物消費の実態と木簡の年代について考察する。

木簡積文の検討は、都合二回にわたり行われた。一回目は二〇〇六年九月に九州国立博物館で開催された木簡学会九州特別集会の報告に向けて、松川博一・重松敏彦氏（太宰府市市史資料室）・酒井芳司氏（九州歴史資料館）の三名で検討会を行った。その後、二〇〇七年六月に鴻臚館跡調査研究指導委員会の委員である笹山晴生氏・八木充氏・狩野久氏・佐藤信氏により積文の再検討が行われた。なお、松川・重松氏もオブザーバーとして参加した。その結果、積文は次の通りとなった。なお、木簡積文の順番は、『木簡研究』第一三号掲載の順に従っている。法量の下番号は、報告書の番号である。

- | | | | | |
|-----|---------------|--------------|-----|----------|
| (1) | 肥後国天草郡志記里□ | (155)×31×5 | 039 | No.1 |
| (2) | 鹿脯乾 | 186×24×7 | 032 | No.48 |
| (3) | 賛伎国三木郡干□六斗 | 213×(21)×4 | 032 | No.38・55 |
| (4) | 目大夫所十四隻 □□□ | | | |
| | ・「各十隻」 | | | |
| (5) | □□五斗二升五十人別日二合 | 152×20×5 | 011 | No.24 |
| | | (181)×(12)×9 | 081 | No.66 |

(6) 京都郡庸^(米カ)□六

・□□□□

(110)×21×5 039 No.8

(7) 魚鮓廿九斤

(97)×24×4 039 No.7

(8) 發網最上

98×24×7 031 No.25

(9) 京都郡庸米六斗

・^(部カ)□□□□月

186×21×8 032 No.12

(10) 二物大虫

(73)×(11)×4 019 No.70

(11) 庇羅郷伊支須一斗

156×(17)×4 032 No.23

(12) ^(高カ)□□

(51)×26×6 039 No.62

(13) 鞍手郡米五

(130)×27×9 039 No.63

(1) 木簡にみえる物品と貢進地域

鴻臚館跡のトイレ遺構(SK五七)から出土した木簡で文字が確認できたものは、一三点である。その内、一〇点は上端もしくは上下両端に切り込みを有しており、付札として利用されたものと推定される。また、八点については、食物名が確認できるものである。

これらの木簡は筑紫館で廃棄もしくは再利用されたものであり、この木簡が付された食材は筑紫館で消費されたと考える。木簡で確認できる物品名は、①「鹿脯乾」(No.2)、②「魚鮓」(No.7)、③「伊支須」(No.11)、④「干□」(干鮓カ)(No.3)、⑤「米」(No.6・9・13)の五品目である。⑤については「庸米」と書かれたものが二点が含まれる。

①「鹿脯乾」は、職制律造御膳条からすれば「鹿乾脯」と表記されるべきもので、鹿の干し肉のことを指す。天皇に供される膳についての禁忌を記した職制律造御膳条の疏には、「食禁」の内、食い合わせの禁忌の代表例として、「乾脯」を黍米に入れることが挙げられている。「乾脯」が天皇の御膳をはじめとした食膳において一般的な食材であったことが窺われる。「脯」は中国の古典において特に「酒脯」のように「酒」と対になって登場することが多い。実際、延暦三三年(八〇四)入唐の第一八次遣唐使一行は、長安間近の上都の長樂駅で宿泊した折、内使の迎接を受け、「酒脯」による慰勞を受けている。⁽¹⁾「脯」は、いわば酒肴の代名詞ともいえるほど、客人に対する酒宴に欠かせないものであったことがわかる。西海道においては、「鹿尾脯」が天長八年(八三一)まで大宰府例進の御贄として中央に納められており、⁽²⁾これらが天皇の御膳に上ったのである。また、「延喜式」⁽³⁾によれば、「鹿脯」が筑前・肥後・豊後国の中男作物として大宰府に貢納されていたことがわかる。おそらく、この木簡が付された「鹿脯乾」もこの三方国の内より届けられたものであろう。ただし、物品名しか記されていないことや入念な作り、端正な文字から物品付札として使用されたものと推定される。

②「魚鮓」は、『令集解』所引の「古記」⁽⁴⁾に詳細な記述が見られるように、魚の臓物を取り去り、塩をして中に飯と酒とを合わせたものを詰め、重しをして発酵させたものであり、特に保存食とされ

た。大抵の場合、鯛・鮓・年魚鮓のように、具体的な魚種を明示するのが一般的である。ただし、「魚鮓」の例も皆無ではなく、藤原京跡出土木簡に「尾張国海部郡魚鮓三斗六升⁽⁵⁾」と記す例が確認できる。尾張国の中男作物として「雑魚鮓」が確認できることからその略称と考えられる。西海道に關していえば、調や中男作物として「鮓鮓」「鮓年魚」がみられることから、「魚鮓」はそれらの総称の可能性もあろう。鮓は、種々の宴会の食膳に並ぶともに、官人の月料として支給されており、当時の官人にとって一般的な食料であったようである。

一 一号木簡は、当初「甲（かせえ）□煮」と釈読され貝類と推定されたが、今回、「伊支須（イギス）」であることが明らかとなった。③「伊支須」は、トコロテン状に凝固する性質をもった海藻の一種で、「心太（ココロフト）」≡「テングサ」と並ぶ寒天原料のことである。平城京跡出土木簡には同じ表記を採る「佐須里伊支須二斗⁽⁶⁾」と書かれた付札木簡がみえる。

三号木簡の物品名は墨の残りが悪く断定するのは難しい。当初、讃岐国の中男作物である「□鮓」という釈読案を示したが、再検討の結果、今回「干□」と改めた。③「干□」は讃岐国からの貢進物ということであれば「干鮓」の蓋然性が高い。⁽⁷⁾『延喜式』によれば、讃岐国の中男作物として「乾鮓」がみえる。また、二条大路木簡には、讃岐国からの中男作物の荷札木簡として「鮓」もしくは「干

鮓」と記されたものがあり、しかもその内の一点は三号木簡と同じ三木郡のものである。平城京跡出土の木簡は、いずれも中男作物であることを明示し、「讃岐国三木郡中男作物鮓六斤」や「讃岐国鶴足郡二村郷中男作物干鮓六斤」と記載されている。

木簡の中には物品名は確認できないが、助数詞からある程度、物品の種類が推定できるものがある。四号木簡にみえる助数詞「隻」は、木簡や正倉院文書の一般的な用例からすれば、鯛・鮓・鮓・烏賊・海老などの海産物の可能性がある。むしろ、鴻臚館跡出土木簡の全体的な傾向から考えると、その蓋然性が高い。このようにみると、鴻臚館跡出土木簡に記された物品は、「米」を除き、「脯」のような酒肴品や「鮓」「伊支須」「干鮓」などの海産物およびその加工品に限られることがわかる。出土した木簡の総数が少ないとはいえ、大宰府史跡出土の木簡と異なる特徴と言えよう。

次にこれらの海産物の貢進地域について考察を加える。すでに指摘があるように、木簡の地名には、肥後国天草郡志記里や肥前国松浦郡庇羅郷など、遣唐使と深い関わりを有する地名が確認できる。⁽⁸⁾志記里は天草下島の西北端に位置し、庇羅郷は平戸島（現在の平戸市）に当たる。天草郡については、宝龜九年（七七八）に第一六次遣唐使の判官・大伴継人一行が難破し同郡仲西島に漂着しているほか、貞観一五年（八七三）に渤海国の崔宗佐が唐へ行く途中に難破し同郡に漂着、さらに仁和元年（八八五）に新羅の使者徐善行らが

同郡に到着するなど、漂着記事が散見する。⁽¹⁰⁾ 松浦郡については、宝龜八年出發の第一次遣唐使が往路では同郡合蚕田浦で風待ちをし、復路では同郡橘浦に帰着。延暦三年の第一次遣唐使が往路では同郡田浦および庇良島を發し、復路では同郡值嘉島に帰着。承和三年（八三六）の第一次遣唐使が同郡別島に停泊し旻樂埼を目指して出發するが、遭難し值嘉島に漂着、復路は同郡生属島に帰着して⁽¹¹⁾いる。特に值嘉島は遣唐使船の出發港である「相子田停（合蚕田浦）」「川原浦」の二港を有していた。⁽¹²⁾ 遣唐使の航路が新羅との関係悪化により北路から南路に変更されて以降、五島列島および平戸を含む松浦郡は、良港を有する遣唐使船の発着地として重要視された。遣唐使と短絡的に結び付けることは避けなければならないが、博多津と両郡の港を結ぶ主幹となる海路の存在は想定される。また松浦郡は、蕃客饗応や例貢御贄など、大宰府において必要とされる食材を調達する主厨司配下の海人集団、つまり厨戸が設置された地域とされる。⁽¹³⁾ 木簡に見える物品は、大宰府を経由せず、直接海路により筑紫館に運ばれた可能性を考えるべきであろう。⁽¹⁴⁾

同様のことは豊前国京都郡の庸米にも言われる。貞觀一一年、博多津で豊前国の年貢の絹・綿を積載した船が新羅の海賊に襲撃される事件が起こっており、このことから豊前国から博多津への物資の輸送は陸路でなく海路を利用したとの見解が出されている。⁽¹⁵⁾ 手続としては、豊前国から一度大宰府の蔵司に納められ、消費地である筑

紫館に支給されたと考えるべきであるが、庸米自体は海路で筑紫館に直納された可能性を考えるべきであろう。ましてや、物品が鮮度が問われる海産物であり、貢進地と消費地が海運に利便な立地であればなおさらである。

大宰府政庁跡からも海産物を列記した木簡が出土している。いわゆる駅贄木簡である。

・十月廿日竺志前贄駅□□留^{多比二生鮑六十具 鯖四列都備五十具}

・須志毛十古割軍布一古

(311)・29・3 019

そこには、「駅に留む」として、鯛や鯖などの魚、生鰻・都備などの貝、須志毛・軍布などの海藻の名が列記されている。長期保存が難しい生鮮海産物が駅に留め置かれた理由として考えられるのは、『万葉集』に見られる大宰府官人の遷任や駅使の送別にともなう饗別の宴の可能性である。木簡の一〇月二〇日の日付からすれば、遷任のほかに十一月一日まで入京が求められる朝集使の饗別の宴の可能性を考えてもよい。つまり、大宰府所用の「贄」の一部を駅での饗宴の食材として割き留めた旨を指示したものであり、命令執行後、その照合・確認のために大宰府へ返送されたものではないかと想定される。本来、大宰府に納められるべき調庸物を、大宰府を経由せずに直接消費地である駅に直納する可能性は十分に考えられる。

併せて興味深いのは、大宰府史跡出土の付札木簡が例外なく郡まですしか記さないのに対して、鴻臚館跡の場合、一号木簡の「肥後国

あり、筑前・肥前・肥後・豊後・日向の五カ国から調・庸や中男作物として大宰府の府庫に納められ、その大部分が大宰府から年料の贄物として京進された。その生産量は、隠岐や安房を凌ぐほどで、加工方法をみても大宰府京進の鯨は、隠岐鯨と共通する御取鯨・短鯨だけではなく、羽割鯨・薄鯨・蔭鯨・火烧鯨・鯨鯢・腸漬鯢・甘腐鯢など種類もきわめて多い。とりわけ筑紫館が所在する筑前国となりの肥前国は、全国的に見ても突出した鯢の生産量と種類の豊富さを誇っている。実際、先ほど紹介した大宰府政庁跡出土の贄木簡にも「生鮑六十具」の記載が確認できる。つまり、大宰府は、鯢の生産量・種類ともに実に豊富でありながら、わざわざ隠岐から鯢を取り寄せたことになる。隠岐鯢は、諸国から京進される鯢の中において、安房を主産地とする東鯢とともに、特別視された存在であった。延喜式の神饌の項に「東鯢」と「隠岐鯢」が頻出することから、東と西の鯢を神に捧げることによって列島全体の支配が観念されたとの見解が示されている。⁽¹⁸⁾これに限らず延喜式における鯢の記載を整理していくと、その産地によって使い分けがあることがわかる。諸祭での雑給料を見ていくと、五位以上には東鯢と隠岐鯢の両方が支給されるが、六位以下には東鯢のみが支給されるといった特徴も看取される。一方、筑紫鯢と阿波鯢については、東鯢・隠岐鯢とともに積奠祭別供料に供されたことが確認できる。延喜式のこれらの規定がどこまで遡るかは明確にし難いが、隠岐や安房による

鯢貢進の伝統は五世紀の部民制に起源が求められると言われている。新羅使へ供される鯢は、諸祭において臣下に振る舞われる鯢と同様に、筑紫鯢ではなく隠岐鯢である必要があったと考えられる。このように考えると、外国使節の饗応といった特殊なケースにおいては、西海道以外の諸国から筑紫へ貢進物が運ばれることがあり得ることになる。讃岐国の干蟬も同様の事情が考えられる。

さて、この新羅使への給酒規定の成立時期であるが、難波における給酒については、舒明紀の記事から六世紀後半には蕃客への祓えの意味で行われていたとの指摘がなされている。⁽²⁰⁾筑紫の給酒規定については、新羅からの正式な遣使が宝亀一〇年(七七九)来日の新羅使を最後に途絶していること、さらに新羅使が筑紫から放還されるという事態は宝亀五年が最後であることを考え合わせると少なくとも八世紀以前に成立していたと考えるべきであろう。この箇条について天武天皇以降に見られる筑紫あるいは筑紫大郡・筑紫館での「饗」に相当するものとする理解もあろうが、これまで見てきた食材といい、「蓋卅八口。匏十柄。案六脚。」などの食器の品揃えといい、「饗」というにはあまりにも寂しい内容であり、あくまで難波館における給酒規定に対応したものと考えられる。いずれにしても筑紫において、海産物を主要な食材として外交使節への接待が行われたことは明らかである。鴻臚館跡出土木簡が、大宰府史跡出土木簡に比べて、酒肴もしくは海産物が多いという品目の偏りは、海辺

という立地もさることながら、給酒や饗宴も含めた蕃客への饗応、つまり大宰府が担った重要な役割である「饗饗」に起因すると考えることもできる。

(2) 木簡の年代をめぐって

鴻臚館跡出土木簡の年代については、第Ⅱ期の鴻臚館の遺構を八世紀前半とする年代観などから、これまで八世紀前半とされてきた。しかし、先に示した遺構の実年代観の再検討により第Ⅱ期が八世紀後半に下る可能性が高いことが明らかにされた。したがって、木簡の年代についても再検討の必要があろう。

木簡の年代を検討する際に注目されたのは、一号木簡の「肥後国天草郡志記里」と一一号木簡である「庇羅郷」の表記である。郷里制に先行する里制（郡里制）は、靈龜三年（七一七）まで施行され、郷制（郡郷制）はその間に郷里制の期間をはさみ天平一二年（七四〇）以降に施行されている。⁽²¹⁾ 木簡がある一定の期間に使用され廃棄された一群とすれば、二〇年以上の時間の隔たりがある里制と郷制の木簡が併存することは本来考えがたい。しかし、鴻臚館跡出土木簡における「里」と「郷」の二つの表記の併存については、以下の二つの例外の存在から説明することも不可能ではない。ひとつは、天平年間まで郷里制下の郷を旧制の里字を以て表記したのが見えること、もうひとつは、郷里制下であっても単に郷名のみを掲げその下に里名を記さないものが散見することである。確かに二つの例

外を認めれば、郷里制下である八世紀前半とする想定も可能である。しかし、比較的に天平年間の年紀をもつ「里」木簡は多く確認されていることを考えれば、前者の例外のみを認め、郷里制ではなく八世紀中頃の郷制（郡郷制）下のものと理解した方が無理はないように思われる。ちなみに「里」木簡の下限は、管見の限り天平勝宝二年（七五〇）の年紀を持つ若狭国遠敷郡佐分里の荷札木簡である。⁽²²⁾

もう一つ、木簡の年代を検討する上で材料となる木簡がある。それは「目大夫所」の表記をもつ四号木簡である。「目」は一般に国司の第四等官を指し、「大夫」は公式令に従えば五位以上の敬称である。⁽²³⁾ 素直に解すれば、五位以上を帯する国司の第四等官ということになるが、官位相当制の原則からいえばあり得ない。仮に大宰府の第四等官としても大典で従七位上、少典で正八位上である。大宰府で五位以上となれば、次官である大宰少弐以上に当たる。これまでに「目大夫所」については、筑紫館に常駐した第四等官である「目（主典）」に対する尊称との理解もされてきたが、そもそも筑紫館において四等官が置かれたかも定かではない。やはり、「目」を国司の第四等官として、「大夫」を五位以上に拘らず「目」に付された尊称と考えるのが自然であろう。実際、安芸国分寺跡出土の木簡の中に、同じ「目大夫」の表現を見出すことができる。⁽²⁵⁾ これは明らかに安芸国の第四等官である「目」を指していると理解してよいであろう。

□^(四カ)斗 目大夫御料者 送人 秦人乙磨 付□□

『之之之之 之 之之 之之秦秦秦秦』

□^(嶋カ) 天平勝寶二年四月廿九日帳佐伯マ足嶋

(653)・49.5・3.5 081

長屋王家木簡で指摘されているように、木簡では令制に即した一般的制度的な称呼の他に、制度上あるいは用語上あり得ないような称呼が用いられることがある。⁽²⁶⁾「目大夫」の表現もそのひとつと考えられる。これらは多分に私的、身内的な意識と結びついた致敬表現であり、ごく限られた組織内で通用したものと考えられる。そのように理解した場合、目大夫は筑紫館が所在する筑前国の目とするのが穏当であろう。筑前国は上国であり、四等官の構成は守・介・掾・目の各一名からなる。しかし、筑前国司については八世紀を通じて常置されていたわけではなく、大宰府により兼帯された時期がある。筑前目が存在したとすれば、筑前国が別置されていた時期、つまり山上憶良が筑前守として着任した神龜三年(七二六)から養老令が施行された天平宝字元年(七五七)頃までの期間となる。⁽²⁷⁾

これまでの考察結果にしたがえば、木簡の年代は、筑前国が別置された神龜三年頃から、「里」木簡の下限とされる天平年間までの期間、さらに郷制(郡郷制)の施行時期を加味すれば天平一二年以降に木簡として一次使用された可能性が高いと考えられる。つまり、これらの想定が正しければ、木簡の年代は、七四〇年代を中心とし

た時期に絞り込むことができる。これは、木簡が出土した遺構(S K五七)の出土須恵器の年代である八世紀中頃とも合致し、出土遺構を八世紀後半とする新見解とも相容れる。

最後に、この時期の筑紫館(鴻臚館)の動向を把握するために、『続日本紀』に見られる天平年間の新羅使の記事を列記する。

遣二使大宰賜饗於新羅使金想純等。便即放還。

〔続日本紀〕天平一〇年(七三八)六月辛酉廿四日条)

詔以新京草創宮室未成。便令右大弁紀朝臣飯麻呂等饗金欽英等於大宰。自彼放還。

〔続日本紀〕天平一四年(七四二)二月庚辰五日条)

檢校新羅客使多治比真人土作等言。新羅使調改称土毛。書奥

注物数。稽之旧例。大失常礼。太政官处分。宜召水手已上。告以失礼之状。便即放却。

〔続日本紀〕天平一五年(七四三)四月甲午廿五日条)

この時期の新羅使が、前代と違い、入京を許されず、筑紫での饗応ののち自国に放還されていることがわかる。正に延喜玄蕃寮式新羅客条が規定する「從筑紫還」の事態である。そのことは、結果的に大宰府がもつ「饗識」機能が前代にも増して求められたことを示唆する。鴻臚館のトイレ遺構とそこから出土した木簡は、その所産ということができるかもしれない。

註

- (1) 『日本後紀』延暦二十四年六月乙巳条。
- (2) 『類聚国史』卷三三 御膳、天長八年四月己丑条。
- (3) 『延喜式』卷二四 主計上。
- (4) 『令集解』賦役令調絹綿糸所引古記。
- (5) 木簡学会編『日本古代木簡選』一五頁(岩波書店、一九九〇年)。
- (6) 『木簡研究』二〇号—三三頁(一九九八年)。
- (7) 八木充氏のご教示による。
- (8) 三保忠夫「助数詞「隻」「雙」(同「木簡」と正倉院文書における助数詞の研究」、風間書房、二〇〇四年)。
- (9) 折尾学「鴻臚館跡の調査概要」(『古代文化』四二—二二、一九九〇年)、同「福岡・鴻臚館跡」(『木簡研究』一三三、一九九一年)。
- (10) 『統日本紀』宝龜九年十一月壬子条、『日本三代実録』貞觀一五年七月庚午条、仁和元年六月癸酉条。
- (11) 『統日本紀』宝龜七年閏八月庚寅条、同九年一〇月乙未条、『日本後紀』延暦二十四年六月乙巳・甲寅条、同年七月癸未条、『統日本後紀』承和三年七月壬辰条、同四年七月癸未条、同六年八月甲戌条。
- (12) 『肥前国風土記』松浦郡值嘉郷条。
- (13) 板楠和子「主厨司考」(九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢 上巻』、吉川弘文館、一九八三年)。
- (14) 平野邦雄「大宰府と迎賓館(鴻臚館)」(平野邦雄・鈴木靖民編『木簡が語る古代史 下』、吉川弘文館、二〇〇一年) など。
- (15) 前掲「大宰府と迎賓館(鴻臚館)」。
- (16) 本条については、中野高行「延喜玄蕃寮式に見える新羅使への給酒規定について」(『ヒストリア』一二四号、一九八九年)、森公章「古代難波における外交儀礼とその変遷」(田中健夫編『前近代の日本と東アジア』、吉川弘文館、一九九五年) などの先行研究がある。
- (17) 『延喜式』卷三二 大膳上積奠条。
- (18) 狩野久「古代における鯨の収取について」(門脇禎二編『日本古代国家の展開』上巻、思文閣出版、一九九五年)。
- (19) 『延喜式』卷三二 大膳上、同「卷三九 内膳司」。
- (20) 前掲「延喜玄蕃寮式」に見える新羅使への給酒規定について。
- (21) 鎌田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」(上田正昭編『古代の日本と東アジア』、小学館、一九九一年)。
- (22) 奈良国立文化財研究所編『平城宮木簡』二、二五九—一五号木簡。
- (23) 関晃「大化前後の大夫について」(『山梨大学文学部研究報告』一〇号、一九五九年)。
- (24) 前掲「大宰府と迎賓館(鴻臚館)」。
- (25) 佐竹昭「安芸国分寺四五一号土坑出土の木簡について」(『史跡安芸国分寺跡発掘調査報告書Ⅳ』、(財)東広島市教育文化事業団埋蔵文化財センター、二〇〇二年)。
- (26) 東野治之「長屋親王」考(同「長屋王家木簡の研究」、塙書房、一九九六年)。
- (27) 渡辺直彦「筑前国司廃置に関する研究」(同『日本古代官位制度の基礎的研究』、吉川弘文館、一九七二年)。